

エミール

平成24年3月30日
(通巻第24号)

発行：三重県児童相談センター
電話059-231-5902

退職にあたって

伊賀児童相談所 今井 芳裕

退職にあたり、多くの皆様に御礼を申し上げたいと思います。

昭和49年に当時の中央児童相談所に配属されました。その頃は、障がい相談、養護相談、非行相談、不登校相談等、多くの相談があり、必死に対応していたのを思い出します。その後、当時の精神薄弱者更生相談所、草の実学園、あすなろ学園等勤務し、それぞれの職場で多くの子どもさん、保護者、関係者、関係機関の方々と会い、時には夜遅くまで話し合いをしたこともありました。

相談内容は同じようでも、その背後にある様々な問題は、一人一人違っていました。

子どもの相談を受けるということは、場合によっては、家族の相談を受けることでもありました。当時から、一機関では対処できず、関係機関との連携は欠かせなかったのですが、この調整に手間取ったことも多々ありました。児童相談所の業務内容は、子どもに基軸をおくことは、今も昔も変わりはありませんが、法はその時代時代により大きく変わりました。児童福祉法の改正、障害者自立支援法の設立・改正、児童虐待の防止等に関する法律の設立・改正等。特に、児童虐待については、法改正とともに、新規事業が打ち出されてきましたが、それにもかかわらず、児童虐待相談は、依然増加の一途をたどっています。同法は、虐待に対して、積極的な介入を求めるようになっていきます。場合によっては、保護者と対立関係が生じ、そのため時間的、精神的負担も増えてきています。児童相談所の職員は疲弊しているといわれる一因かも知れません。

児童相談所は、従来の立入調査、職権による一時保護などの機能に加え、臨検、捜索とその後の対応等の援助機能を引き受けてきました。保護者との関係が崩れる中で支援していかなければならない現状で平成24年4月からは、児童虐待防止対策、親権制度の見直し等も行われ実施されます。将来は、司法機関と児童相談所との分業化が検討されていき児童相談所は、本来の援助機能が中心になっていくのではないでし

ようか。社会的養護の問題はまだまだ課題も多くあり、検討されていくでしょう。

多くの子ども達、保護者のみなさん、関係者、関係機関の方々と出会え、相談等に関わらせてもらったことが、私達相談機関の財産になっています。

児童相談所の皆様、関係者、関係機関の皆様「ありがとうございました」。

三重県児童相談所における“ 真実告知&ライフストーリーワーク”の 取り組み(その6)

中勢児童相談所 山本 智佳央
北勢児童相談所 古儀 美千代

前回の「エミール」では、施設や里親家庭で暮らす子どもたちに対して“ 家族と離れて暮らすことになった事情 ” を誰が伝えるべきなのか、関わる大人の側から『真実告知の役割分担』を考えてみました。

しかし、子ども自身は“ 親から直接聞きたい ” と感じるのではないかと個人的には思っています。

ただ、様々な事情で『親から直接説明を聞く』という願いが叶わないこともあります。子どもを施設に預けた後、親が不幸にも亡くなる場合もありますし、複雑な経過の後に消息が分からなくなってしまう場合もあります。

こうした場合も想定して、親と連絡が取れる時に確認しておきたいポイントがいくつか分かってきました。

子どもが小さい時のエピソードを、実親から聞いておく(山本)

『親が自分のことを、間違いなく大切に思っていた』ということが分かるエピソードを親から聞いておくと、後々“ 大切な情報 ” として子どもに伝えていくことができます。

最も代表的なのは「名前の由来」です。名前は、親が子どもに贈る最初のプレゼントと言えますし、名前が付くことによって、子どもは社会で生活を送ることが出来るようになります。そしてなにより『こんな子どもになってほしい』という親の願いや希望が込められています。そんな親の思いは、子どもにしっかり伝えてあげたいと思います。

また最近の小学校では、低学年時の総合学習の中で「自分の名前の由来を聞いてくる」という課題が出たりします。その時にハッキリした答えを得られない子どもの心情を思うと、やはり「名前の由来」は分かっていた方が良いでしょう。聞くのは簡単で、かつ重要度の高い情報だと思います。

加えて、親から乳児期の病気や通院の状況などを尋ねておくことも、親の関わりや『大切にされていた』ことを伝えやすいと考えます。面会時には、親子の写真を忘れずに撮っておくというのも大切です。赤ちゃん時代にお母さんに抱かれている写真が1枚でも残っていれば、後々役に立つことが必ずあると思います。

“実親からの告知”を実現するために（山本）

施設で暮らす子どもであっても、当然、成長と共に様々なことに関心を持ち出します。気になる事（対象）は、年齢と共に複雑になっていくものです。「親はなぜ離婚したんだろう？」「なぜ再婚してもボクを引き取ってくれなかったんだろう？」「あの時、親はこんな風に説明していたけれど、大きくなって考えるとそれは違うんじゃないかと思う。」等々、家庭事情の核心に迫るような質問を投げかけられることも多いです。

こうした場合に、相談所が持っている情報から親に代わって説明することも出来ませんが、リアリティが弱くなるという問題があります。子どもはやはり『親から直接聞きたい』と思うようですし、辛い話であってもその方が納得しやすいという特徴があるようです。

そんな子どもの発達を見越して、「今後、成長と共に、あなたの子どもはこんな事を気にし出す可能性がある。その時にはどう説明するか親としてよく考えておいてほしいし、伝え方については私たちも一緒に考える。」とか、「今、あなたの子どもはこんな事を気にし出している。年齢を考えたら当然の疑問だろう。できれば親の立場で直接説明してあげてほしいが、説明しにくい気持ちも理解できる。『親はこう言っていた』と、私たち児相が伝えるような方法もある。」といった提案を、早め早めに親に対して伝えていくことが大切だと考えます。

もちろん、親にも説明できる事情と説明しにくい事情があるでしょう。また、親としては「説明したい」と思っても、それをそのまま子どもに伝えられると色々な問題が生じるような場合もあると思います。親と関係機関の双方が納得して子どもに告知するためにも、“伝え方について一緒に考えましょう”という提案が大切だと思っています。

子どもが本当に聞きたいこと～‘証拠の品’を保管しておく（古儀）

何人もの子どもたちと関わる中で感じるのは、子どもが本当に聞きたいことは“自分が望まれていた存在なのかどうか”なのかもしれないな、と思っています。

そのことは、もちろん、親から説明してもらうことがベストですが、実際には、実親からの説明が叶わないケース（ex.行方不明になってしまっている）も少なくないため、写真や思い出の品などの、実際の‘品物’を保管しておくことも、“あなたは大切にされていたんだよ”というメッセージを伝える手段になるのかな、と思っています。

また、併せて、それらの‘品物’にまつわるエピソードや、子どもの歴史を尊重することの重要性について、現在の養育者（ex.施設・里親）とよく話し合っておくことも大切だと思います。

このように、「将来、真実告知や生き立ちの整理を実施する必要がありそうだ」ということを念頭に置いて、親からの聞き取り記録を残したり、重要な品物を残しておくことが大切です。親に代わって子どもに重要な説明をする場合でも、「当時、親はこんな話をしていた・今、親はこう話している」という伝え方ができるなら、その方が何倍も説明内容のリアリティが増すことでしょう。ファミリーケースワークにおいて、心がけたいポイントです。

今回は、施設や里親家庭での生活の中で、子どもと一緒に「子どもの生活史」に触れることの意義を考えてみたいと思います。